

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 千葉 秀幸

1 日時

令和5年10月18日（水曜日）

午前10時0分開会、午後1時15分散会

（休憩 午後0時03分～午後1時0分）

2 場所

第1委員会室

3 出席委員

千葉秀幸委員長、はぎの幸弘副委員長、高橋はじめ委員、名須川晋委員、岩渕誠委員、千葉伝委員、城内愛彦委員、村上秀紀委員、佐々木朋和委員、ハクセル美穂子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

阿部担当書記、菊池担当書記、千葉併任書記、柳原併任書記、石川併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 政策企画部

小野政策企画部長、小野寺副部長兼首席調査監、菊地広聴広報課総括課長

(2) 総務部

千葉総務部長、村上理事兼副部長兼総務室長、和田参事兼管財課総括課長、内城人事課総括課長、佐藤財政課総括課長、岩間特命参事兼調査担当課長、今野税務課総括課長、藤村総務事務センター所長

(3) 復興防災部

佐藤復興防災部長、大畑副部長兼復興危機管理室長、浅沼副部長、高橋企画課長、北島復興推進課総括課長、戸田防災課総括課長、田端消防安全課総括課長、木村県民安全課長

(4) ふるさと振興部

熊谷ふるさと振興部長、菅原副部長兼ふるさと振興企画室長、中村参事兼市町村課総括課長、熱海地域振興室長、渡辺交通政策室長、藤原科学・情報政策室長、大内企画課長、山本特命参事兼地域振興課長、山田地域交通課長、藤島空港振興課長、古川デジタル推進課長

(5) 警察本部

天野警務部長、加藤警務部参事官兼警務課長、菊地警務部参事兼会計課長、亀山監察課長、南部交通部参事官兼交通企画課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第1号 令和5年度岩手県一般会計補正予算（第3号）

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

歳出 第2款 総務費

第1項 総務管理費

第2項 企画費

第3項 徴税費

第4項 地域振興費中 ふるさと振興部関係

第6項 復興防災費

第7項 統計調査費

第9款 警察費

第3条

イ 議案第11号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

ウ 議案第20号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

エ 議案第21号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(2) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○千葉秀幸委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

この際、総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○千葉総務部長 委員会の冒頭にお許しをいただき、軽油引取税の免税軽油使用に係る免税証の誤認交付について御報告とおわびを申し上げます。

この事案につきましては、先日の報道発表に先立ちまして、議員の皆様方にはメール等により御報告させていただいておりましたが、今般、広域振興局の県税2公所において、免税軽油使用に係る免税証の誤認交付を行った事案が発生いたしました。県を挙げて適切な事務執行に努めている中、このような事態が発生したことは誠に遺憾であり、この場をお借りして議員並びに県民の皆様には深くおわび申し上げます。

改めまして、資料、軽油引取税の免税軽油使用に係る免税証の誤認交付についてにより

まして、事案の概要と今後の対応等について御報告させていただきます。

資料1の誤認事案の概要についてであります。鉾物の採掘事業において、地方税法上、免税対象でない機械を軽油引取税の免税軽油使用者証に登録し、免税証を交付していたもので、具体的には製品名がロコトラックというものを免税の対象となるトラックと誤認していたものであります。

次に、2の経緯についてであります。令和4年12月下旬に、今回誤認交付となった事業所とは別の県内の鉾物掘採事業者から広域振興局の県税公所に対して相談があり、当該機械は免税軽油の対象外である旨の説明を行ったところ、県内のほかの広域振興局の県税公所において同種の機械に免税証を交付している事例があるとの申し出があったため、確認したところ、2件の誤認交付事案が判明したものでございます。

次に、3の免税対象とならない軽油の推定数量及び推定税額についてであります。①に記載のとおり、事案1につきましては平成24年3月から令和5年1月までの間、事案2については平成25年9月から令和4年7月までの間、合計で121万リットル余、税額は3,900万円余を免除したうち、②に記載されている遡及して課税される数量と金額を差し引いた③の88万リットル余、税額は2,800万円余が時効により課税できないものとなっております。

最後に、今後の対応についてであります。対象となる納税者につきましては既に今回の誤認交付について説明を行ったところであり、時効にかからない過去5年分については今後申告納付等を求めてまいります。各県税公所職員に対しては、会議や研修の場を通じて制度の周知を図りますとともに、新たにマニュアル等を整備し、再発防止に努めてまいります。

本来納付されるはずの約2,800万円もの県税が納付されないことは、円滑な県税運営にも影響を及ぼしかねないほか、税務行政に対する県民の信頼を損ねるものであり、誠に申しわけございませんでした。

○**千葉秀幸委員長** これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの委員長の互選に伴い、委員席を現在御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉秀幸委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

次に、議案の審査を行います。議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第2款総務費第1項総務管理費、第2項企画費、第3項徴税费、第4項地域振興費のうちふるさと振興部関係、第6項復興防災費、第7項統計調査費、第9款警察費、第3条地方債補正を議題いたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤財政課総括課長 議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、今年度前半に発生した低温や霜による農作物被害の大雨被害の復旧事業等、早急に対応が必要となる予算を計上しました。また、新型コロナウイルス感染症対策として、介護施設における人件費等、かかり増し経費への補助や、原油価格、物価高騰対策として、地域公共交通の運行支援などの経費を計上するとともに、円安を生かした稼ぐ力の強化に向け、県産品輸出拡大やインバウンド誘客拡大など、必要となる予算を計上しています。

議案（その1）の5ページをごらん願います。まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96億8,636万3,000円を追加し、補正後現計を7,873億1,908万7,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、6ページから10ページの第1表のとおりであります。後ほど予算に関する説明書により御説明します。

11ページからの第2表債務負担行為補正につきましては、当委員会所管に係るものはございません。

次に、13ページをごらん願います。第3表地方債補正の1、追加につきましては、高等学校設備整備を追加で発行しようとするものであります。

また、14ページからの2、変更につきましては、スポーツ施設設備整備など15件について起債限度額を変更しようとするものであります。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の7ページをごらん願います。まず、歳入について御説明申し上げます。7款分担金及び負担金につきましては、各種事業の補正に伴うもので、1項分担金は2,740万3,000円の減額でございます。8ページの2項負担金は7,482万8,000円の減額でございます。

9ページの8款使用料及び手数料につきましては、旅券発給手数料を補正するものであり、522万4,000円の増額でございます。

次に、10ページの9款国庫支出金のうち1項国庫負担金につきましては、地域医療介護総合確保交付金等の補正に伴い、10億8,393万4,000円の増額でございます。

次に、11ページから15ページの2項国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う事業の見直し等に係る財源の補正等であり、その計は15ページとなりますが、26億7,828万1,000円の減額でございます。

次に、16ページの3項委託金につきましては、統計調査等委託事業の補正に伴い、1,171万7,000円の減額でございます。

次に、17ページの10款財産収入のうち1項財産運用収入につきましては、公有財産貸付収入等の増収を見込むものであり、990万7,000円の増額でございます。

次に、18ページの2項財産売払収入につきましては、公益財団法人環日本海経済研究所

出捐金の返還金等であり、526万4,000円の増額でございます。

次に、19ページの11款寄附金につきましては、地域医療支援等への寄附金として520万円の増額でございます。

次に、20ページの12款繰入金のうち1項特別会計繰入金につきましては、中小企業振興資金特別会計等からの繰入金の補正であり、610万7,000円の減額でございます。

次に、21ページの2項基金繰入金につきましては、地域医療介護総合確保基金等を取り崩すものであり、20億9,503万2,000円の増額でございます。

次に、22ページの13款繰越金につきましては、決算に伴う所要の整備のため補正するものであり、96億6,595万9,000円の増額でございます。

次に、23ページの14款諸収入のうち4項貸付金元利収入につきましては、看護師等修学資金貸付金に係る元金収入を補正するものであり、72万円の増額でございます。

次に、24ページの5項受託事業収入につきましては、地域連携道路整備事業の補正に伴い、487万6,000円の減額でございます。

次に、25ページからの8項雑入につきましては、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金返還金等を補正するものであり、その計は26ページとなりますが、5億2,333万5,000円の増額でございます。

次に、27ページの15款県債につきましては、道路橋りょう維持事業等、各種事業に充てる県債の補正であり、その計は28ページとなりますが、9億500万円の減額であります。

以上、御説明したとおり、今回の補正予算で増額する歳入総額は96億8,636万3,000円となっております。

続きまして、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。29ページをごらん願います。2款総務費のうち1項総務管理費につきましては、厚生福利事業費等を補正するものであり、388万9,000円の増額でございます。

次に、30ページの2項企画費につきましては、広聴活動費等を補正するものであり、602万8,000円の増額でございます。

次に、31ページの3項徴税费につきましては、過誤納還付金の見込みの変更に伴い所要の経費を計上するものであり、5億7,247万5,000円の増額でございます。

次に、32ページの4項地域振興費につきましては、三陸鉄道の運行支援等を行うものであり、その計は33ページとなりますが、3億1,850万2,000円の増額でございます。なお、1目地域振興総務費から商工建設委員会に付託される事業を除いた当委員会付託の補正額は2億7,350万2,000円の増額でございます。

次に、34ページの6項復興防災費につきましては、航空消防防災体制強化推進事業費等を補正するものであり、1億4,227万7,000円の増額でございます。

次に、35ページの7項統計調査費につきましては、過年度に交付された国庫委託金の実績額確定に伴い償還金等を計上するものであり、114万2,000円の増額でございます。

次に、62ページの9款警察費のうち1項警察管理費につきましては、遺族給付年金等を

補正するものであり、236万5,000円の増額でございます。

次に、63ページの2項警察活動費につきましては、運転者等に対する交通安全改革事業を補正するものであり、18万9,000円の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 統計調査費委託金についてお伺いしたいと思いますが、減額になっているわけでありますが、この減額の理由と、統計調査に対する人員が高齢化しているのではないかと思うのですが、その辺の人員の確保等はどのようになっているか、あわせてお伺いしたいと思います。

○大内企画課長 統計調査費委託金の補正でございます。まず、今回の償還金につきましては、国庫委託金の確定に伴う返還でございます。あわせまして、昨年度の国庫委託金の事務費に係る増減といったものがございます。

また、統計調査員の高齢化等については、現状ではそういった話は聞いておりませんが、いずれ国庫委託金の中で適正に調査を行えるように対応していきたいと考えております。

○城内愛彦委員 何かわかったようなわからないような答弁なのだけれども、統計調査は毎年やっているわけではないので、なかなか成り手がないというのもあるし、今個人情報保護も大変厳しくなって、調査しづらいという話も統計調査員の方々がしているのですが、皆さんのほうにはそういったことは情報として入っていないのかということと、統計調査がスムーズに進められている状況にあるのかということをお伺いしたいと思います。

○熊谷ふるさと振興部長 城内愛彦委員御指摘のとおり、統計調査員の高齢化が進んでいるのはそのとおりで、なかなか後継者が見つからないということで、市町村にさまざま御苦労をかけているところでございます。毎年さまざまな国の調査が入り、統計調査員の方が個別に自宅を訪問するなど御苦労されて統計調査結果がまとめられております。そこを少しでも軽減できるよう市町村と私どもで連絡を取り合い、統計の研修会を設けるとか、広域、市町村単位で研修していくなど、やっていただく後継者を見つけるのはなかなか難しいわけですけれども、そこは粘り強く、市町村と連携しながら県ができる支援を考えてまいりたいと考えております。

○城内愛彦委員 いずれ民生委員もそうですけれども、地域を知り尽くすという言い方は変ですけれども、そういった方々がなかなか受け手としてやっていけない状況が出てきていますので、その辺は丁寧にやってもらい、仕組み自体を変えていかないと、今後この統計調査も含めて進まないのではないかと危惧しているところであります。ぜひその辺をできる限り、やり方によっては軽減できるものもあるかもしれませんので、そういったことも含めて、現場の市町村との連携を図ってほしいと思います。

○岩淵誠委員 私は、増額補正になった部分を中心にお尋ねします。

まず、2,700万円余の増額補正になっておりますふるさと岩手応援寄付募集費についてお尋ねします。これは、ふるさと納税のうち、あるサービスについて予想以上の寄附金が

集まっているための増額補正だと伺っていますが、詳細についてお聞きします。

○**山本特命参事兼地域振興課長** ふるさと岩手応援寄付につきましては、今年度の当初予算編成時点で2億円程度の寄附を見込んでおりましたけれども、返礼品として県内の指定宿泊施設で利用可能なポイントを付与するサービスが見込みよりも好調となっております、現時点では約8,000万円の増となる2億8,000万円程度を見込んでいるものです。

○**岩渕誠委員** つまり寄附がふえたことに伴う、いわゆるポイントの経費だと理解したいと思います。

私はこの仕組みは非常に優れたものであると思います。ふるさと納税の返礼品として物品をやるとなると、総務省も言っていますけれども、いろんな問題が出てくる中で、観光サービスに結びつける。ふるさと納税の部分と観光施策をうまく融合して、サービスによってこれを返礼品にしようということは、政策的には非常に面白い政策だと思っているのですが、ふるさと納税全体の流れの中では今どういう状況になっていて、当該サービスがどの程度の割合になっているか、お示しいただきたいと思います。

○**山本特命参事兼地域振興課長** ふるさと納税につきましては、年々拡大の傾向になっておりまして、本県におきましても寄附の見込額については年々ふえ続けている状況にあります。その中でも、岩手県に足を運んで過ごしていただくという体験型のサービスにつきましても何とか拡充したいと思っております、今回のサービスに取り入れたところでございます。

○**岩渕誠委員** では、具体的に聞きますが、ふるさと納税はどの程度の割合で伸びていて、今どのぐらいの額があって、そのうち物品による返礼サービスはこのぐらいなのだけでも、いわゆる宿泊サービスとか、そういう体験型のサービスはどのぐらいの伸びがあるのかということを具体的に示してください。

○**山本特命参事兼地域振興課長** ふるさと岩手応援寄付につきましては、令和2年度が約9,000万円、令和3年度が1億4,400万円、令和4年度につきましては1億8,600万円の寄附となっております。その中で、今回、令和5年度分の寄附として2億8,000万円余の寄附を見込んでいるわけですが、宿泊のポイントでの返礼につきましては、そのうち5,800万円余を見込んでおります。したがって、割合といたしましては2割強と考えております。

○**岩渕誠委員** 私は、いわゆる返礼品としてサービスを選択している人がどのぐらいいて、それ以外はどのぐらいいるのかを聞いたかったのですが、いいです。

それで、非常に効果があり、右肩上がりになってはいますが、もう少し拡大する余地があるだろうと思っています。そういった中で、対象施設は宿泊施設、それから観光施設等で使用可能なポイントということになるのですが、現状でどのぐらいの施設が登録されているのか。こういったサービスをふやすとなると、やはり相当な数の呼びかけをしたのだと思いますけれども、実際にどのぐらい登録されているのか。意外と県内にいる人はふるさと納税はしませんから、この制度のことはよくわからないのです。そうする

と、県内の人にこういうものがありますというのをPRするにしても、なかなか限定的なものではないかと思っているのですが、その辺の対策はどう考えていますか。

○山本特命参事兼地域振興課長 現在、対象施設につきましては県内で81件となっております。対象施設につきましては、ポータルサイトと連携いたしまして、拡大の方向で進めております。ポータルサイトからもサービスの提供につきまして打診いたしますし、我々のほうからもこういった打診が行きますという文書等を送付しながら、拡大を図っているところでございます。

○岩渕誠委員 PRは。

○山本特命参事兼地域振興課長 失礼しました。PRにつきましては、ポータルサイトに掲載しておりまして、その中で他県あるいはその他の市町村と比較して選んでいただけるようなサイトとなっております。

○岩渕誠委員 これは次年度予算でも非常に強力に進めていただきたいと思っているのですが、受け入れ81件というのは、多いと見るか、少ないと見るかという問題だと思います。そういう意味では、当然商工労働観光部との連携も必要だと思いますし、先ほど言ったように、岩手県民以外からの寄附をメインに考えているので、そうするとなかなか県内の人にとっては、ここに泊まれますとか、こういったことができますというのがわからないのが実態だと思います。私も恥ずかしながら、今回こういうものを行っているところもあるのですけれども、そういった県内向けのPRというものも必要なのだろうと思っています。今観光需要がどんどんふえてきている中で、お得感というのがまだあるわけですから、これはぜひやっていただきたいと思いますが、新年度の方針を含めて所感を伺います。

○山本特命参事兼地域振興課長 対象施設の選定に当たりましては、旅館業協同組合等、さまざまところと連携して打診を図ったところでございます。岩渕誠委員御指摘のとおり、県外へのPRは非常に重要だと思っております。ふるさと納税のPRについては、いわて銀河プラザ等でも行っておりますので、そちらのPRとあわせて、こちらの観光の仕組みにつきましてもPRさせていただきたいと思っております。

○岩渕誠委員 私の発音が悪かったのだけれども、県外ではなく県内向けです。もう少し掘りたいところがありますけれども、次に行きます。

空港利用促進費について、これも6,300万円余の増額になっております。これは、エアポートセールスの負担金ということでお伺いしておりますが、具体的にはどういったものか、示してください。

○藤島空港振興課長 こちらの予算でございまして、いわて花巻空港に就航している国際線のうち、5月に運航再開されました台北線の運航の維持及び利用促進に向けた航空会社等への支援、あるいは空港での受け入れ体制の整備に要する経費、また現在運休しております上海線の運航再開に向けた取り組みに要する経費として補正しようとするものでございます。

こちらの経費は、当初予算にも計上しておりましたが、予算編成時点で台北線の再開時期が未確定でありました。また、11月からの下期ダイヤで台北線が継続して運航されることとなりましたので、下期分について措置しようとするものでございます。加えまして、上海線について、早期の運航再開に向けてセールス等の活動に要する経費として措置させていただこうとするものであります。

○**岩淵誠委員** では、まず台北線についてお聞きします。5月に運航再開したことは、私は御努力の結果だと評価しております。確かに地元の平泉に行っても、割と来ているので、効果は大きいのだろうとと思っているのですが、利用状況はどうなっているのか。また、コロナ禍前の水準に比べてどうなのか。そして、見込みと比べてどうなっているのか。この辺をお示しく下さい。

○**藤島空港振興課長** 台北線につきましては、5月10日に運航再開されております。そこから9月末までの実績でお答え申し上げます。利用者数につきましては1万3,279人、累計の利用率につきましては87.8%となっております。過去に運航されておりました平成30年度につきましては利用率71.8%、令和元年度につきましては79.6%ということで、それを上回る状況であり、見込みを上回る水準で推移しているところでございます。

○**岩淵誠委員** 利用率が上がった原因についてどう分析しますか。

○**藤島空港振興課長** 現在の利用につきましては、全てを把握しているものではありませんけれども、考えられるところとして、新型コロナウイルス感染症の影響でしばらく日本との往来が制限されており、それが緩和されたということで旅行需要が日本に向いている。また、その背景としては、最近円安で推移していることも影響しているのではないかと考えております。

○**岩淵誠委員** 二つ目のところが実は重要でして、今為替は対米ドルに対してだけでなく、アジア各国の通貨に対しても急激に円安基調になっていると。これは、一言で言うと日本は安い国になってしまったということですから、さまざまな問題があるのだけれども、観光に限って言えば、追い風にしなければいけないということでもあります。これは、台北のみならず、東南アジアの諸国の通貨に対してもかなり大幅に円安が進んでいる状況でありますので、その辺はうまく対応していただきたいと思えます。

それから、台北便に関してもう一点確認しますが、毎年国際便は来年以降どうなるかという確定的なところがないわけですし、そういう意味では次年度の動向が気になるところですけれども、これについてはどのような見通しを持っていますか。

○**藤島空港振興課長** 航空便の運航ダイヤになりますが、大きく分けますと上期、下期という形で航空会社のほうで決定しております。今時点で確定しておりますのは、本年度の下期、冬期に運航されると航空会社から伺っております。それ以降の状況につきましては、その時々で確認し、決定し、発表されるという流れになると思えますので、こちらとしても航空会社と連絡を密にして、その辺の情報収集をしながら対応していきたいと考えております。

○**岩渕誠委員** それは、今の段階で精いっぱいの答弁なのか。そのためにいろんなことをやるのだから、きょうはこの辺にしておきましょう。

問題は上海便です。仙台空港でも再開が延期されるというニュースがありまして、かなり厳しい環境になっていると認識をしているのですが、花巻便についてはどういう状況なのか改めて説明願います。

○**藤島空港振興課長** 上海線につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和2年2月から運休されているところでございます。運休以降の動きといたしまして、上海線を運航しておりました中国東方航空と継続的にやり取りさせていただいておりますが、現時点で再開についての具体的な見通しは示されていないところでございます。8月10日に中国からの団体観光ビザが再開されるという追い風の動きもあったのですが、その後、福島原発の処理水の海洋放出によりまして、団体客を中心とした訪日需要が低下しているという影響がございます。先ほど御紹介いただきました仙台空港の北京線の例として、運航再開が決定していたものを再延期するという動きがございましたが、花巻線を運航しておりました中国東方航空におきましても、再開の時期については情勢を見極めながら検討していると伺っております。

○**岩渕誠委員** これは、旅客の減少という、もともとの利用率の問題もあるとは思いますが、国際問題に発展している部分があって、これを理由にしていると、中国はそういう言い方をするのでしょうけれども、これは国の問題として対外的な説明なり、政府間交渉するなり、きちんとしてもらえばいいのですが、どうも最近の首脳外交の状況を見ていると、いま一つ踏み込んでいない状況にあり、影響はホタテなどの水産物を買わないということだけではなくてきています。やはり事実誤認の部分もあるだろうし、国内的にはまた別な問題がありますけれども、こういったことについて、県として国に対しての要望など何かお考えがあるのかどうか、政策企画部長にお聞きします。

○**小野政策企画部長** ALPS処理水の関係で中国の水産物の輸入規制といったことがございますが、これは岩手県、三陸、常磐のみならず、全国的に大変な課題となっております。達増知事もメンバーとなっております全国知事会は、岩手県が取りまとめの県になっているのですけれども、各都道府県に対して調査を行いまして、水産物、水産物以外、今岩渕誠委員からお話ございました観光関係も含めてどういった課題があり、今どのような対策を行っているのかといったことも踏まえた上で、国に対してどういう要望をするかといったことを取りまとめているところです。全国知事会は、宮城県知事が新しい会長になったところでございますけれども、達増知事もあわせて国に対して要望する方向で今日程の調整を図っているところでございまして、近々に全国知事会として国に対し強く要望していくため、作業を進めております。

○**岩渕誠委員** 花巻空港には多額の税金を投入して整備し、しかも国際線対応ということでもかなり整備が進んできたという実態があるかと思えます。そういう意味では、せつかく滑走路も長くして国際線対応になったわけですから、やはりきちんと生かせるような対

応をしていただきたいと思いますし、国に対して、そして政府を通じて、中国に対してしつかりとした対応を求めます。

○**ハクセル美穂子委員** 私は、確認なので手短かに御質問したいと思いますが、14款諸収入8項雑入の民生費と農林水産業の返還金が結構大きくて、これについてはどういう理由で返還金が多額になったのか確認したいと思います。特に生活困窮者の就労準備支援事業費等補助金返還金と、それから介護職員の処遇改善事業費補助金返還金はできなかったとか、そういうのがあるのだろうとは思いますが、その辺を教えてくださいと思います。

○**佐藤財政課総括課長** 今、手元に資料がないので、この委員会中に確認して回答したいと思います。

○**ハクセル美穂子委員** わかりました。

○**千葉秀幸委員長** よろしいですか。

○**ハクセル美穂子委員** はい。

○**千葉秀幸委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉秀幸委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉秀幸委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉秀幸委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第11号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**古川デジタル推進課長** 議案第11号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案（その2）5ページをごらんください。内容につきましては、条例案の概要により御説明申し上げます。

まず、1、改正の趣旨でございますが、個人番号を利用することができる事務に生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定等に関する事務を加えようとするものです。

日本人に対する生活保護に関する事務は、マイナンバー法第9条第1項の規定により、マイナンバーの利用が可能とされています。生活保護の医療扶助については、医療券等の情報をマイナンバーにひもづけることにより、被保護者が医療機関でマイナンバーカード

を提示することで、医療機関側がオンラインでその情報を確認することが可能となるオンライン資格確認の導入が今後予定されているところです。

しかし、外国人に対する保護に関する事務は法定はされていないことから、日本人と同様にオンライン資格確認を可能とするためには、マイナンバー法第9条第2項の規定に基づき、条例で独自利用事務として定めることが必要であることから、条例改正をするものであります。

次に、2の条例案の内容でございますが、外国人に対する保護に関する事務を独自利用事務と定めることで、生活保護を受ける外国人からの特定個人情報の提供を受けられるようにするものです。

3、施行期日でございますが、公布日施行とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 対象となる方々はどのぐらいいるのか。そして、その手続を進める上で市町村との連携は整っているのかお伺いしたいと思います。

○古川デジタル推進課長 対象となるのは、岩手県が生活保護を担当している町村部における外国人の方々でございますが、令和5年3月時点で4世帯5人でございます。

また、市町村との連携でございますが、基本的には県でやる事務に関して進められる内容でございます。あと、市でやっている部分は市で担当することになりますので、保護の面での連携は引き続き行っていくものと認識しております。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第20号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○天野警務部長 議案第20号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについての概要を御説明申し上げます。

議案（その2）の18ページをごらん願います。なお、説明に当たりましては、便宜、配

付しております総務委員会資料に基づき御説明申し上げます。

1の提案の趣旨についてであります。令和5年1月20日、一関警察署におきまして拾得物件として提出を受けた〇〇〇〇さん所有のスマートフォンについて、前日に遺失届が出されていたにもかかわらず、これを見落とすなどし、結果として当該スマートフォンの返還が遅延したことにより、同人に代替スマートフォンの購入等の経費の負担を生じさせたため、損害賠償請求事件に係る和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

2の損害賠償の額についてであります。代替スマートフォンの購入等に要する費用の合計1万5,100円とするものであります。

3の和解の内容についてであります。当事者は共に将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○岩渕誠委員 私もいろいろ損害賠償の議案を見ているんですけど、これは極めてレアケースだと思います。今の説明ではよくわからなかったのですが、どこかでこの人のスマートフォンを拾った人がいて警察に届けていたのだけれども、そのままになってしまったということなのだろうと思うのですが、御本人からはなくしてしまったという届け出があって、それがあったのだけれども、そのままにしてしまっていて、御本人はどこに行ったかわからずもう仕方がないから買ってしまったということなのか、もう少し詳しく説明してください。

○天野警務部長 そのとおりでございます。本件のスマートフォンは、1月20日午後2時ごろ、一関署に拾得届が出されております。その前日であります19日の午後8時ごろ、持ち主から一関駅前交番に遺失届が提出されておりました。

○岩渕誠委員 その間に当該関係者はお金を払って、いろんなことをやったということなわけですね。それで、その間の部分については、警察側としては過失があると認定したということですね。

○天野警務部長 スマートフォンの拾得届が出されました1月20日に遺失届が確認できていれば、当日に遺失者に連絡することが可能であったところでございますけれども、その間に遺失届の見落としがございました。見落としした要因といたしましては、警察署会計課に備付けの遺失届の一覧簿の確認が不十分であったことなど、事務手続のミスが重なりまして、拾得物の返還遅延の事案が発生したものでございます。相手方は、遺失届を提出後2日間拾得の連絡を待たれたのですけれども、1月21日携帯電話会社に代替機種購入の申し込みを行われ、翌日新しいスマートフォンを受け取っておりますので、拾得の届け出日である1月20日に相手方に拾得の連絡がなされていれば、代わりのスマートフォンを購入しなかったものと考えられるところであります。

○岩渕誠委員 そうすると、さらにもう1日あったということですね。そして、交番への

届け出は午後8時ということで、当番体制だったのですね。当番体制の中でちょっと対応し切れなかったということで、これは書類の不備が問題なのか、当番体制の通常のルートではなかなか来ないと思いますから、そういったところがあったのか、どちらだと考えていますか。

○加藤警務部参事官兼警務課長 岩渕誠委員御指摘のとおりでございますけれども、基本的にはヒューマンエラーといえますか、確認不足ということが明らかになっております。事案の多発といった事情もあったかもしれませんが、人の権利、義務に関することですので、このことにつきましては、個別の業務指導であるとか、検証、教養資料の発出等を行いまして再発防止を図っているところでございますが、今年度については今のところ同様の事案は発生しておりません。

○はぎの幸弘委員 結局新機種を買ってしまったけれども、番号は同じで、代替で買ったものはもう使えないというか、2台持ちになるわけではないですよね。その辺がちょっとイメージできなかったのを確認します。

○加藤警務部参事官兼警務課長 引き渡した後の処理についてまでは確認しておりませんが、通常2台持ちの場合、SIMカードは1台につき1枚でありますので、SIMカードも新しく発行されているところがございます。使用権限については同じだと承知しておりますけれども、代替機種は損害がなく通常どおり使えるということであれば、SIMカードを破棄して中古品店に売買といったことも考えられるところがございますが、機種の使用については申しわけございませんが、確認できておりません。

○はぎの幸弘委員 ということは、本人にはなくしたものが返ってきて、代替で買ったものもあり、県からは、代替機種を買った分として1万5,100円をもらったということで、2台目は中古で売ることもできるということですか。

○加藤警務部参事官兼警務課長 はぎの幸弘委員御指摘のとおりでございますが、中古品として売買することも可能ですけれども、機種によっては中のデータの抜き出しが困難なところもございますので、2台持ちという事情も発生しているかと考えられます。

○菊地警務部参事兼会計課長 ただいま答弁を申し上げたのですけれども、この方は携帯電話会社の盗難紛失サポートの適用で代替機種を買っておりまして、警察署からなくしたスマートフォンが返還された後は、携帯電話会社にそれを返すという形ですので、2台持ちではございません。

○千葉秀幸委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉秀幸委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 21 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**天野警務部長** 議案第 21 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについての概要を御説明申し上げます。

議案（その 2）の 19 ページをごらん願います。なお、説明に当たりましては、便宜、配付しております総務委員会資料に基づき御説明申し上げます。

1 の提案の趣旨についてであります。令和 5 年 1 月 25 日、北上市湯沢地内の交差点において、交通事故処理を行っていた警察官が路面凍結により転倒し、着用していた耐刃防護衣が、青信号に従って走行していた有限会社長谷川重機が使用する自動車に接触し破損させたことにより、相手方に修理費用の負担を生じさせたため、損害賠償請求事件に係る和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

2 の損害賠償の額についてであります。相手方は車両の修理費用として 9 万 4,853 円を要する見込みであることから、事故の過失割合に応じて修理費用の 7 割に相当する 6 万 6,397 円を賠償しようとするものであります。

3 の和解の内容についてであります。当事者は共に将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**千葉秀幸委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**城内愛彦委員** 過失割合は 7 対 3 なのですか。10 対 0 ではないのですか。保険会社が入ったので、そういう査定になったのだと思いますが。

○**天野警務部長** 本件交通事故の過失割合といたしましては、県側が 7 割、相手方が 3 割となります。よって、車両修理見積額の 9 万 4,853 円のうち県側の過失 7 割分に当たる 6 万 6,397 円を賠償額とするものです。なお、過失割合につきましては、判例を基にしております。

○**城内愛彦委員** 余談ですけれども、転んだ人はけがはしなかったのですか。

○**天野警務部長** 当該警察官は、上衣に着用しておりました耐刃防護衣が車両に接触したものでございまして、車両接触によるけがはありませんでしたが、転倒の際に主に左半身に 1 週間ほどで自然治癒する程度の打撲傷を負ったものでございます。一歩間違えれば非常に危険な事故であったことから、今後も交通街頭活動中の受傷事故防止対策を徹底してまいります。

○千葉伝委員 よくわからないのだけれども、防護衣というのはどんなものでできていて、どういうときに使っているのですか。

○加藤警務部参事官兼警務課長 詳細な仕様につきましては、警察官の職務執行にかかわるものでございますので差し控えますが、耐刃防護衣でありますので、例えばサバイバルナイフなどの刃物から守るということで、金属製の鉄板が張り巡らされた防護衣になっております。人であれば多分バンパーとかにぶつかっても損害は生じなかったと思うのですが、それ相応の重量がございまして、金属製の部分がぶつかったということで、このような被害が生じたところでございます。

○はぎの幸弘委員 再発防止策を講じているということで、凍結で滑るのはあり得ることだと思うのですけれども、どういった再発防止策を考えているのでしょうか。

○加藤警務部参事官兼警務課長 基本的には、路面凍結が予想されるときには、それぞれ装備品として支給されているスパイク付きの長靴でありますとか、場合によっては自前で着脱可能な効果的なスパイクなどを購入しているケースもあると思いますけれども、気候や条件に見合った装備で外出するように、慌てることなく、確実に現場処理できるような対策を取るように、巡回または書面での指導を行っているところでございます。

○はぎの幸弘委員 人的にはそういうことだろうと思うのですけれども、警察官が動く部分より余裕を持ってコーンを置いて、車とぎりぎりにならないようにすれば済むことだと思うのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○加藤警務部参事官兼警務課長 通常の停止している場合における現場臨場後の事故処理に当たりましては、相当の余裕を持って実施しているところでございますし、必要に応じて一時通行止めなども実施しているところでございます。今回の事故につきましては、現場に着いた直後に、事故車両に向かう途中の滑走ということで、今後はとにかく慌てて道路に飛び出さないこと、信号や車両の通行状況を確認してから当事者のほうへ接近するよう指示しているところでございます。

○千葉秀幸委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

ここで、先ほどハクセル美穂子委員から歳入に関する件で後ほどということでしたが、

答弁できますか。

○佐藤財政課総括課長 先ほどは失礼しました。生活困窮者と介護職員の関係について、いずれも国庫への返還金なのですけれども、生活困窮者のほうは新型コロナウイルス感染症向けに貸し付けているもので、国から多めに交付が来ていましたので、それについて返還するものでございます。また、介護職員のほうも不足がないように多めに見込んでいましたので、それについて返還するものでございます。

○ハクセル美穂子委員 では、そもそもの事業の内容がちょっと幅をつけてやっていたので、担当課から来ていた分で、実際の想定よりは多めの予算を計上していたということでもよろしいですか。

○佐藤財政課総括課長 ハクセル美穂子委員お見込みのとおりでございます。

○ハクセル美穂子委員 わかりました。

○千葉秀幸委員長 以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から県庁舎の耐震診断結果等について発言を求められておりますので、これを許します。

○和田参事兼管財課総括課長 県庁舎の耐震診断結果及び改修と建てかえた場合の比較検討パターンを作成しましたので、資料により御報告いたします。

初めに、県庁舎の耐震診断結果について御報告します。1ページをごらん願います。2の耐震診断の概要ですが、昨年11月から今年7月の間、現地調査を行い、知事局棟、議会棟、渡り廊下棟の各階3カ所からコンクリートコアを採取しまして、躯体の強度やコンクリート等の成分変容を測定し、国が認定した耐震診断基準等に基づき耐震診断を行ったところでございます。

3の耐震診断結果でございますけれども、先に結論から申し上げますと、1、知事局棟ですが、(1)、劣化状況は、コンクリート強度はおおむね建築時からの強度を維持しており、コンクリートの中性化は、塔屋の進行が早いものの、比較的健全な状態で、塔屋に補修等を行えば、今後30年程度使用は可能。

(2)、耐震診断は、震度6強の地震動で局所的に顕著な損傷が生じるが、倒壊する危険性は低い。建築物及び防災拠点としての耐震基準を満たしておらず、耐震改修は必要。

2、議会棟ですが、(1)、劣化状況は、コンクリート強度は各階とも建築時からの強度を維持しており、コンクリートの中性化は全体として進行が遅く、健全な状態。

(2)、耐震診断は、震度6強の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または倒壊する危険性が高い。現行の耐震基準を満たしていないため、耐震改修が必要。

3、渡り廊下棟ですが、(1)、劣化状況は、コンクリート強度及びコンクリートの中性化は議会棟と同様でございます。

(2)、耐震診断は、震度6強の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性があるとの結果でございました。

2ページをごらん願います。耐震診断結果の詳細です。時間の関係でポイントのみの御

説明をいたします。2の耐震診断結果ですが、知事局棟は高さ40メートル以上の高層公共建築物であることから、国の官庁施設で用いる総合耐震診断基準と建築基準法上の構造計算を用いて診断を行ったものでございます。Quとございますけれども——これは建物が保有する水平耐力の値でございます、0.447。県庁舎は、防災拠点として通常の建物の1.5倍の強度が必要であるから、GIs——これは建物の重要度に応じた値となりますけれども、0.298となり、判定基準の0.5未満となりますが、より実態に即した構造計算で、県庁舎と同様の類似の地盤条件だとか、大規模地震に対する建物の変形度合いといったものを確認したところ、県庁舎は支持力に優れた固い地盤上に建っており、震度6強の地震動で局所的に顕著な損害が生じるものの、倒壊する危険性は低いという判断となりました。

3ページをごらん願います。議会棟、渡り廊下棟でございます。こちらについては、鉄筋コンクリートづくりの6階以下の建築物となりますので、旧耐震基準の建築物の多くが用いる耐震診断基準というものをを用いて診断を行っております。先ほど申し上げました議会棟は、Is——建物の耐震性能値でございますけれども、0.098から0.853と大分幅があり、最低値の0.098は2階の議場でございます。こちらは、大空間による特殊構造であることと、あとは国の耐震基準がより厳格に見直されたことから、前回の診断時の基準で耐力壁とみなすことができた議場の壁面があるのですけれども、それがみなされなくなったということです。今回は開口が多いことから耐力壁とみなされなかったということで、2階部分の評価値が大幅に低下したために、この最低値を左右する関係で判定基準は0.3未満となり、震度6強の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高いと判断されたものでございます。基本的な強度や劣化状況とかが大きく変化したものではございません。

渡り廊下棟のIs、建物の耐震性能値は、こちらも幅がありまして、0.405から1.177と幅がございます。最低値の0.405は、1階の柱を残し、外部空間となっているピロティ構造が影響して耐力不足となったものでございます。震度6強の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性があると判断されたものでございます。

次に、県庁舎の改修・建てかえ比較検討パターンについて御説明します。4ページをごらん願います。1、趣旨でございますけれども、耐震診断の結果、耐震補強により現行の耐震性能を満たすことが判明し、今回技術的に対応可能な耐震補強案もあわせて提示されたことから、改修と建てかえした場合の比較検討パターン案を作成したので報告するものでございます。なお、今回の比較検討においては、メリット、デメリット、そしてコストイメージを比較しやすくするために、現庁舎を移転新築するパターンを除外して案を作成したものでございます。

2の提示のあった耐震補強案でございます。知事局棟及び渡り廊下棟については、制震化構法と基礎免震化構法、中間層免震化構法の3案、議会棟は従来構法の1案でございます。

3の比較検討パターン案ですが、これから申し上げます4の前提条件により、大きく知

事局棟、議会棟とも改修した場合、それから知事局棟は改修、議会棟は現地建てかえした場合、それから知事局棟、議会棟を一体化し、現地建てかえの三つの比較検討パターン案を作成しております。

5 ページをごらん願います。前提条件ですが、規模については、改修・一部建てかえの場合は、現行と同様、3万7,639平米という延べ床面積としております。建てかえにつきましては、令和2年度に実施した執務環境等調査で必要とされた最大面積8万1,000平米を前提に、このエリアの都市計画法上の建築制限みたいなものがかかっておりますので、その最大の範囲内ということになりますと7万2,000平米になりますので、こちらで算定しております。

6 ページをごらん願います。あわせて、前提条件として省エネ性能だとか、県民利用、仮事務所、概算事業費も、記載のと通りの条件を設定した上で比較検討パターン案を作成しております。

1 ページ飛びまして8 ページをごらん願います。比較検討パターン案の詳細でございます。初めに、知事局棟を制震化構法により改修したパターンでございます。制震ブレースをワンフロアに6カ所程度設置して、要するに油圧ダンパーにより地震力を軽減させる工法でございます。図が制震ブレースの仕組みと配置イメージとなります。ある程度の変形を許容した工法のため、大きな地震の都度補修が必要で、また部屋も分断されて、3フロア単位の仮移転が必要となります。こちらに及ぼす費用は大体27億円となります。

9 ページをごらん願います。規模は、油圧ダンパーの設置により、知事局棟全体で約500平米の面積減となります。費用につきましては、105.1億から171.8億円が見込まれ、期間は約8年です。こちらの特徴としては、他の耐震改修案に比べ費用が安いということですが、それから各階の面積減により分庁舎への移転や室配置の見直しが必要になること、それから工事期間中、複数回の移転が必要になるということが挙げられます。

10 ページをごらん願います。知事局棟を基礎免震化構法により改修したパターンです。図のとおり、基礎部に積層ゴムを挟むことにより地震力を軽減させる工法です。地震時における財産の保護や室内環境の保全に最適な方法というものでございます。県庁舎は、支持地盤が固くて、工事に想定以上の期間がかかることもあると言われております。費用は44億円となります。

11 ページをごらん願います。規模は、基礎部に積層ゴムを挟むので、知事局棟の面積に変化はございません。費用は114.1億円から177億円が見込まれます。期間は約8年です。特徴としては、他の耐震改修案の中で最も費用が高く、工期も長くなります。しかし、入居したまま施工が可能で、移転費用が不要ということも挙げられます。

12 ページをごらん願います。知事局棟を1階柱頭免震化構法により改修したパターンでございます。図のとおり、1階の柱に積層ゴムを挟むことにより地震力を軽減させる工法でございます。1階及び地階の柱の補強とエレベーター改修が必要となります。費用は33億円となります。

13 ページをごらん願います。規模は、1 階及び地階の柱の太さが増すことから、知事局棟全体で約 300 平米の面積減となります。費用は 109.5 億円から 176.2 億円が見込まれます。期間は約 8 年です。こちらの特徴としては、基礎免震よりも工事費が安いということです。しかし、1 階及び地階の面積減による配置見直しが必要となります。そして、2 階から地階にかけては、工事期間中の移転が必要ということなどが挙げられます。

14 ページをごらん願います。議会棟を従来構法で改修したパターンでございませう。既存壁の増打ちや耐震壁の増設などにより耐震補強する工法です。向かって左側が議会棟の 1 階、真ん中が 2 階の平面図となりますが、図のとおり 1 階は車庫付近、2 階は議場やロビー等の既存壁の補強や耐震壁の増設を行うところとございませう。費用は 4 億円となります。

15 ページをごらん願います。規模は、既存壁の補強、そして面積に影響がないよう耐震壁を増設することから、議会棟の面積に大きな変化はございませう。費用は 15 億円から 26 億円が見込まれます。期間は約 6 年です。特徴としましては、面積減など大きな変化はないということと、議会棟の仮移転が不要で、会期の合間を縫って改修工事が可能ということが挙げられます。

16 ページをごらん願います。知事局棟は改修、議会棟を現地で建てかえするパターンでございませう。新議会棟には、現在庁外に出ている組織分の面積もふやすほか、知事局棟の工事期間中の移転用仮事務所としての使用も想定してございませう。新議会棟の規模は、現在の 3 階建て約 15 メートル、延べ床面積 5,479 平米から、5 階建て約 25 メートル、延べ床面積 7,500 平米と面積がふえることとなります。費用は 108.4 億円から 126.4 億円。これに知事局棟分を加えますと、3 案とも 200 億円台の費用となります。期間は約 10.5 年です。特徴としては、一部建てかえで面積をふやせることから、議会の機能向上と庁外組織の解消ができます。ただし議会機能の長期間の仮移転が必要となります。

17 ページをごらん願います。知事局棟と議会棟を一体化し、議会棟跡地に新県庁舎を建設するパターンでございませう。議会棟跡地に建築制限の範囲内で 23 階建て、延べ床面積 7 万 2,000 平米の庁舎を建設し、建設後に知事局棟を移転、そして知事局棟の敷地は駐車場として利用することを想定してございませう。規模は、現在の延べ床面積 3 万 7,639 平米から 7 万 2,000 平米と大幅に面積がふえることとなります。費用につきましては、562.4 億円から 580.4 億円が見込まれます。期間は約 9 年。特徴としましては、30 年以後の建てかえが不要、大幅な面積増で既存不適格や庁外組織の解消ができる。ただし、議会機能の長期間の仮移転が必要というものなどが挙げられます。

18 ページをごらん願います。これまで御説明してきた比較検討パターン案を一覧にまとめたものです。

最後に、19 ページをごらん願います。今後の進め方ですが、改修と建てかえの判断に当たっては、今回お示しした比較検討パターンの精査に加えまして、整備手法や整備財源、将来的な維持管理コストなど財政面での検討も必要でありまして、専門家の知見や議会の御意見も参考に中長期的な視点での県庁舎のあるべき姿を整理し、今後の対応策を検討し

ていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの執行部からの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○城内愛彦委員 警察の庁舎の建てかえ計画について、老朽化の状況等についてお伺いしたいと思います。

○天野警務部長 警察施設の老朽化の状況についてでございますが、県内 16 署のうち、築 40 年を経過したものは 5 署あります。そのうち最も古いものは、紫波警察署と、同じく老朽化の著しい県警察本部交通機動隊本隊庁舎で築 51 年でございます。一体的に整備する方針で計画を進めておりまして、令和 10 年度の完成を見込んでいるところでございます。以降、建築年次の古い庁舎を対象に順次建てかえを図ってまいりたいと考えております。

また、県警察本部が所管いたします職員宿舎は、現在 102 棟、1,063 戸ございますが、築 40 年以上の職員宿舎が約 64%を占めておりまして、老朽化が進んでおります。当面は、緊急性の高い修繕等を優先的に実施しつつ、効率的、効果的な長寿命化に取り組むこととしております。

○城内愛彦委員 宮古市の署長官舎と副署長官舎は離れていますけれども、署長官舎は、今回示された地震津波の浸水想定地域にもなっています。そういったことを考えると、今の場所から移転するのは至極当たり前のことだと思っています。現庁舎は、築地から河南に移りましたが、仮に地震津波があった場合、どちらも津波に遭っているわけで、それを考えると移転しなければならないのではないかと考えています。現庁舎から遠いわけでもありますので、ぜひ計画をつくってほしいということと、あと以前宮古市にたくさん警察の官舎があって、今は利用されていない官舎もたくさんあるのですが、地域の方々から見ると、あまりいい環境ではないということです。県有財産なのか、警察の財産なのかわかりませんが、建てかえよりも、解体すべき建物のほうが多いのではないかと私は思っていますが、その辺はいかがですか。

○天野警務部長 署長等の公舎につきましては、災害発生時等の有事に即応した指揮を執ることができるよう、その建築位置等にも配意をしながら整備してきたところでございますけれども、築 30 年以上の老朽化したものが全体の 72%を占める状況にあります。今後も署長としての職責を確実に果たせるよう、集合住宅への居住等も含めた居住環境の整備の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、入居率が低調な職員宿舎につきましては、エリア単位で必要戸数を整理しまして、老朽化の状況等を加味しながら、維持保全を図ってまいりたいと考えております。

○城内愛彦委員 集約を図ったり、あと民間の借り上げという考えも中にはあるのだらうと思いますが、署長と一緒に建物にいるのも署員の方々はなかなか気を使うと思いますし、働き方改革と言っている中で、それはちょっとという話ですので、その辺はよく検討してほしいと思います。老朽化したものについては、解体であったり、民間にたたき売る

ぐらいの覚悟でやっていかないといけないのではないかと思いますのですが、その辺について、財政課はどのような考えでやっているか、そういう計画は考えていないのですか。

○佐藤財政課総括課長 大規模施設については、毎年度、各部局から計画を伺っておりますが、財政課としてはやはり財源負担を平準化しなければいけないので、その中で調整して、老朽化しているものについての整備をできるだけ進めていきたいと考えております。

○城内愛彦委員 整備というのは、補強とか改築ではなくて、廃止というのも私は整備の方法の一環だと思います。そういう考え方を持ってほしいのですが、いかがですか。

○和田参事兼管財課総括課長 昨年7月、公共施設等総合管理計画を改定しました。今後公共施設の更新事業はますますふえてくると思いますし、財政負担も平準化していかなければならないということで、この計画では、延べ床面積の削減目標と、毎年度の財政負担額の目標も設定しています。現在そういった形で全庁的に延べ床面積の削減に向けて集約化だとか、統合、更新をどの程度のボリュームでやっていけばいいかなどの検討を進めているところでございます。

○城内愛彦委員 県財政も大変逼迫している中で、ありとあらゆる手段で行うと言っているわけですから、計画を立てたりとかいつまでも悠長なことは言っていられないと思うのです。古いものはアスベストが入っていたりして大変かもしれませんが、今は解体するにも費用がかかりますので、民間でニーズがあるのであれば、民間に売却することも念頭に置きながら、随時、警察職員もそうですし、いろんなものをダウンサイジングするなどしっかりと前向きに検討してほしいと思うのですが、いかがですか。

○和田参事兼管財課総括課長 城内愛彦委員御指摘のとおり、将来にわたって公共施設の維持管理を持続的に行っていくためにも、そのような考え方はまさに重要だと思っております。今いただいた御意見も含めて、現在公共施設管理計画において、そういった視点で検討を加えておりますので、しっかりと取り組みを継続させながら、公共施設の維持管理、適正管理を行っていきたいと考えております。

○城内愛彦委員 ぜひ脱炭素化にも向けて、より一層加速化してほしいと思います。

次に、自転車ヘルメットの着用現状と課題についてお伺いします。

○南部交通部参事官兼交通企画課長 まず県内の自転車ヘルメット着用の現状についてですが、本年5月に県警察独自で自転車利用者のヘルメット着用状況調査を行ったところ、平均着用率は12.9%であり、年代別では高校生が2.9%と最も低い結果でございました。また、本年7月には警察庁の指示により実施した全国調査において、駅周辺及び商店街などで調査を実施したところ、全国の平均着用率13.5%に対し、県内の平均着用率は7.6%にとどまっております。

次に、課題についてですが、前回の県独自調査において、高校生の着用率が最も低かったこと、また今回の全国調査においても朝の通勤通学時間帯における駅周辺での着用率が低かったことから、特に通学等で自転車利用の危険が多い高校生のヘルメット着用率の向上が課題であると認識しているところでございます。

○**城内愛彦委員** 着用率が低いのは、やはり問題であると指摘させていただきます。県でも条例をつくったわけですが、条例との関係性や市町村への働きかけ、落とし込みはどのようになっているのか、現状をお伺いしたいと思います。

○**木村県民安全課長** 本年4月1日に県自転車条例を施行しまして、県民に広く周知するためにこれまでさまざまな取り組みを行ってきております。具体的には、県政テレビ番組やいわてグラフでの広報に加え、市町村と連携しまして、市町村の広報紙での広報もお願いしたり、あとは県警察や自転車販売店と連携しまして、市町村、交通安全団体、学校関係者を対象とした条例の説明会を開催しております。また、自転車条例の普及啓発に係るポスターやチラシを作成し、配布したりといった取り組みをしてまいりました。

今後におきましても、条例とあわせてヘルメットの着用についてさらなる普及啓発を図るため、交通指導員による街頭指導の際にヘルメットの着用と交通ルールの遵守について周知を行っていきたいと考えております。それから条例の中では保険のことも柱としておりますので、県内保険会社の窓口や自転車販売店等で、自転車損害賠償責任保険等の加入案内を行うほか、県及び市町村の広報媒体を活用したさらなる広報を行うなど、自転車の安全で適正な利用に努めてまいりたいと考えているところであります。

○**城内愛彦委員** 提案になるのかどうかわかりませんが、例えばヘルメットを購入する際の補助を出すとか、そういうものは考えにないのか。これだけ進まないことを考えると、加速的にやる必要があるのではないかとと思うのですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○**南部交通部参事官兼交通企画課長** 城内愛彦委員御指摘のとおり、高校生を含め全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の向上に向けて、全国でさまざまな取り組みが行われております。その中の一つにヘルメット購入の補助などもありますけれども、これは警察のみではなし得ないことですので、関係機関や関係団体、自転車販売事業所と今後も連携を取りながら、どのようにすれば効果的な普及啓発を図っていけるか、あらゆる手段を考えていきたいと思っております。

その中でも特に、高校生はもちろんですけれども、親御さん、そして自転車利用者全ての方に、自転車事故発生時の頭部保護の重要性とヘルメットの有効性をいかに理解していただくかが大切でありますので、県と連携して進めてまいりたいと考えております。

○**城内愛彦委員** ぜひ市町村の方々とも一層の連携を図りながら、よりいい方向に進めていただきたいと思っております。

次に、県内の市町村要望における知事の参加状況と実績はどのようになっているかお伺いしたいと思います。

○**中村参事兼市町村課総括課長** 市町村要望に知事が参加した実績についてでございますけれども、現時点におきまして32市町村から要望を受けておりまして、そのうち知事は31市町村の要望に出席したところでございます。欠席の1団体は西和賀町でございまして、当初知事が出席して要望対応を行う予定でございましたけれども、前日からの大雨の影響によりまして、町で災害対応が必要になったということで、町と県で協議いたしまして、

要望日を延期したところでございます。その後、町の意向を踏まえて日程を調整しましたが、既に知事選が始まっていたこともございまして、副知事が出席して要望を実施しております。

また、1団体まだ残っておりまして、宮古市ですけれども、市の要望日程を踏まえて出席者の調整を行っておりまして、あさっての10月20日に沿岸広域振興局長が出席して実施する予定でございます。

○**城内愛彦委員** こういう実績を踏まえた各市町村の反応も含めて、今後も継続するのか、やはり行かなくてもよかったと思っているのか、今後の見通しについてどのように考えているかお伺いしたいと思います。

○**中村参事兼市町村課総括課長** 今回の市町村要望で知事が出席したことにつきましては、各市町村長からは、冒頭に好意的に受けとめているとの挨拶をいただいた市町村もございまして、そういう状況であると認識しております。

今後の知事の出席の見通しでございますけれども、一般質問において知事も答弁しているとおり、基本的には来年も知事が出席できるように日程調整していきたいと考えております。

○**城内愛彦委員** 市町村要望は、知事が行って要望を聞いて、それが政策にどのように反映されるかがやはり一番肝だと思うのですが、来年度予算への反映状況はある程度わかっているのか、ただ聞き置くだけだったのか、その辺はどうでしょうか。

○**中村参事兼市町村課総括課長** 市町村要望につきましては、最終的にその受け取った要望が実現に向けて取り組まれていることが重要であると考えております。ですので、従前からですけれども、要望の実現に向けましては、組織として対応できるよう仕組みをつくってきたところでございまして、広域振興局長から知事または関係部局長、幹部職員に対して報告する機会を設けております。それを受けて各部局のほうで来年度予算に向けた施策を検討してもらい、あるいは広域振興局も含めて対応してもらい、今検討を進めているところでございます。要望のあった市町村への対応の送り出しについては、現時点のものをまず11月ぐらいに報告いたしまして、最終的には当初予算編成を明けた3月ぐらいに、議会の承認を得て、見直した上で報告する流れにしております。

○**城内愛彦委員** 私自身もこの間一般質問で、現場のことを一番知っているのは市町村長だ、だからこそ行くべきだという話をさせてもらいました。そういったことも含めて、前向きに進めてほしいと思っています。

最後に軽油引取税について、これは大変な震災後の出来事であったにしても、やはりゆゆしき事態だと思います。財政的に言うと、2,800万円の入るべきお金が入らなかったというのは大変なことだと思うのですが、こういったことに対する責任の取り方はどういう形があるのかお伺いしたいと思います。

○**内城人事課総括課長** 責任の取り方でございますけれども、現在かかわった県職員への聞き取りを進めているところでございまして、処分については、事実関係をしっかり確認

した上で検討してまいりたいと考えております。

○**城内愛彦委員** こういう事案が各市町村で起こると、まずトップである首長が陳謝をして、自分を律するような表明をするのですが、我が県の知事はこの件について何かお考えか。報告していると思うのですが、反応はいかがでしょう。

○**千葉総務部長** 知事には、この案件について発生段階から、随時報告させていただいております。知事は、県の非常に厳しい財政運営の中でこういった事態が発生したのは大変申しわけないということをごさいますて、関係職員には制度の周知でありますとか、再発防止の研修といったことをしっかり徹底してほしいと指示を受けております。

○**城内愛彦委員** 知事の言葉からは、最終的なトップの責任について聞けなかったということですか。

○**千葉総務部長** 知事も県政全般の責任者として責任を痛感していらっしゃると思います。

○**城内愛彦委員** とすれば、記者会見ぐらい開いて県民の皆さんに申しわけなかったと言ってもいいぐらいの金額だと私は思うのです。これはもちろん相手があることですから、今後、法律上できる限り、相手方から回収してもらわなければならないのですが、それも丁寧にやらなければならないし、そういった面でもやはり知事が陳謝も含めて表明すべき事案ではないかと思えます。その辺は皆さんから求めるのは大変かもしれませんが、どうですか。

○**千葉総務部長** 先般の記者会見におきまして、そういった話題が出まして、知事は県民に対しておわびを申し上げたと伺っております。

○**城内愛彦委員** そういったことも含めて県民に伝わるような形でやっていただかないといけませんし、県政の財政が厳しい中で今後、こういったことがないよう望みます。

○**岩淵誠委員** 今城内愛彦委員からも軽油引取税の関係が出ました。大変遺憾なことだと私も思っております。これは3年ごとに更新でしたか、やはり出だしの段階で間違うと、なかなかチェックできないということでもあります。再発防止に努めていただきたいと思います。

税の話が出たので、税の話をお伺いたします。今年度の県税収入については、若干下がる見込みで当初予算を組んでおります。現在の調定状況をお示してください。

○**今野税務課総括課長** 令和5年度の県税収入の状況についてでございますが、直近の9月末現在の現年課税分の調定額の状況は、県税全体で918億8,100万円余、前年同期比1.8%の減となっております。一方、今年度の当初予算におきましても同率の1.8%の減と見込んでいるところをごさいますて、ほぼ見込みどおりで推移をしている状況でございます。

なお、主な税目を当初予算と比較しますと、個人県民税が360億4,400万円余で0.1ポイントの増、法人事業税が152億5,300万円余で1.2ポイントの減、それから地方消費税が108億8,800万円余で9.1ポイントの減などとなっております。

○岩渕誠委員 コロナ禍での県税の状況を振り返ると、個人県民税がかなり下がっている。一方で、法人関係諸税は、地方消費税分も含めて、先行して税収が上がってきている構造になっていて、軽油引取税は震災復興で特需があったけれども、かなり下がってきているのが県税のトレンドだと捉えておりましたが、今年度に入って個人県民税が横ばいからやや上に向いているということです。これが本格的に上を向かないと、コロナ禍での個人の暮らし向きといいますか、可処分所得も含めてということになりますから、非常に大事な指標であり、やはり大事にすべきものだと思います。

一方で、これまで県民税で先行して収入が上がっていた法人税が少し減速傾向にあるというお答えでありました。これは、よく精査しなければいけないと思いますが、現状で法人税収が下がってきていることについての分析はどう考えていますか。

○今野税務課総括課長 法人事業税の状況でお答えしますけれども、9月末現在では、製造業におきまして4.5%の減、非製造業におきましても3.9%の減となっております。コロナ禍後の企業業績の成長が緩やかになってきております。成長は緩やかに続いているのですが、伸び率が鈍くなってきているということがございまして、それにさらに現在の物価高でありますとか、円安等の経済情勢の変化によるものの関係でこういう状況になっていると分析しております。

○岩渕誠委員 地方の法人の経営状況と、いわゆる東京都の上場企業とは経済状況、収支を分けて考えないと大変だと思うのは、一部上場企業等で史上空前の収支になっているのですけれども、これは東京都が絶好調で岩手県がだめだということではなくて、円安、為替を背景にして、国外の支社で収支が上がっていることによる税収アップと捉えるべきであって、地方の税収の考え方がより実態を反映した我が国の経済のファンダメンタルズなのだろうと思っています。そういう意味でいくと、この辺の税源涵養の話は、地方での経済対策がかなり必要になってくると思っています。国が今週末に出す予定のものは、特に暮らし向きにはいいのですけれども、地方経済に対してはなかなか打ち出しがないという状況で、私はかなり危機的なものがあるのではないかと考えているのですが、どのようにお考えですか。

○小野政策企画部長 地方における経済については、コロナ禍を経ても、なお倒産する中小企業等がございます。こういった中で、しっかりと地方の力を上げていかなければ、先ほど岩渕誠委員からもお話がありましたように大都市部における大きな法人の経営状況が回復しても、結果的に私ども地方の力にはなっていないということになり、これは非常に重要なポイントだと考えております。

まずは、物価高、それから円安の関係もございますので、この足元の部分に対してまず国の経済対策をしっかりとやっていただいて、それを迅速に県で補正予算の編成も含めた経済対策をやっていくことが重要だと考えております。そして、その次の段階では、地方の中小企業、水産加工業、農林水産業をどうやっていくのかといったところでもございまして、全国知事会でも、目下の経済対策、それからもう一つ先の中長期的な観点に立った経

済をどうしていくかという議論を進めているところでございます。例えばスタートアップの関係もございまして、商業関係や新たな起業といった観点もあるかと思っております。また、人材のところもございまして、2024年問題もあります。さまざまなことについて全国知事会としても課題として捉えて、国に要望を行っていくことで今取りまとめを行っているところでございます。

○岩渕誠委員 地方消費税の落ち込みの原因は、今の経済状況の中で県内に本店を持っているところとの取引が減少しているとの分析のようでもありますけれども、地方に本店や本社機能を移そうというのはあったのだけれども、本当に進んでいるのかというのがやはりあると思うのです。今の国の政策の中では、地方に対する踏み込みが、予算面もそうですし、政策面でも打ち出すのだけれども、そこに本当にうまくかかっているかということ、どうも空回りをしている感じで、地方の立場からすると財政と制度を検証してやっていかないと、ますます東京都の企業の収支構造が海外の収支に依存するような格好になって、国内の経済を反映していないような収支になってきます。一方で、地方の企業の収支は、国内の収支を反映した格好になっていて、これがかなり拡大してくると、国の形としても問題があると私は認識をしておりますので、ぜひそこは全国知事会を通じてしっかりと対応をお願いしたいと思いますし、与野党共通でやらなければいけないことだと思います。

次に、先ほど県庁舎の耐震の話がありました。確認しておきたいのですが、改修した場合の費用が百七十何億円までありますけれども、やっても30年が限度だということですね。

○和田参事兼管財課総括課長 更新後の寿命のお話だと思いますけれども、今回の耐震診断結果は、コンクリートそのものの躯体の中性化状況を診断して、30年というスパンをはじき出したのですけれども、中性化していくと鉄筋に影響が及んで躯体が弱くなっていくという算定で30年ということでした。その30年以降については、また改めて診断し、状況を確認して、何らかの形を整えた上で、まだ改修が可能かどうかはその時点でまた変わってくることになります。

○岩渕誠委員 これを普通に読めば、改修しても30年と書いているのです。そのときにもう一回やってみましょうというのは、それでいいのですけれども、そうすると築88年から、かなり厳しい。もしくは100億円、200億円のオーダーでは改修費が出てこない状況になるのだろうというのをまず共通認識として持たないと、財政的な話をするにしてもスタートできないと思うのですが、どうなのですか。

○和田参事兼管財課総括課長 岩渕誠委員御指摘のとおりでございます。改修することで、どの程度経費のシミュレーションが動いていくとか、将来そういった予測が生じてくるかというところがまだちょっと粗い段階で、算定されていないものですから、今後は中身の精査に加えて、財政面のシミュレーションもやりつつ、判断していかなければならないと考えております。

○岩渕誠委員 いずれやっても30年だということを最低限前提とした場合、改修に10年かかって、20年あるけれども、30年というのは限度の話ですから、この間にいろんな地震

が来ると、もう 10 年間で決着をつけなければいけないという話になるから、そんなに時間は残されていないのが実態だと思います。

今財政の話が出ましたが、改修費も建設費も、基本的には県の単独事業になるから、補助はないと考えていいですか。

○和田参事兼管財課総括課長 県庁舎の改修や建てかえを行う場合、現時点の国の制度を前提にいたしますと、活用できる財源は交付税措置のない起債となりますので、基本的に補助は充てられない形になります。

○佐藤財政課総括課長 やり方にもよりますが、改修の場合は、耐震化する場合は有利な緊急防災・減災事業債が使える場合もあります。

○岩淵誠委員 改修費でも起債ができるのでしょうか。県単独予算の起債はできるということですね。その場合、私の認識では、建設する場合は総建設費に対して最低 25% を自前で持っていないと起債ができないというルールだから、580 億円というのはちょっとあらかた数字で、700 億円ぐらいはいくのではないかと思っているのだけれども、単純に考えても 200 億円ぐらいは必要だと思うのです。改修費の場合は、こういうルールはあるのですか。

○佐藤財政課総括課長 同じく 25% です。

○岩淵誠委員 改修費は、25% でやっているかもしれないけれども、実際の運用上では、建設費の場合、最近では 25% で積んでいるところはほとんどないですよ。ほとんどが半分ぐらいは積んでいると思うのですが、どうですか。

○佐藤財政課総括課長 岩淵誠委員御指摘のとおり、他県の例を見ると、やはりある程度積み立てをしてから建設しています。

○岩淵誠委員 そうすると、600 億円ぐらいかかるとすると 300 億円ぐらいは積んでおく。700 億円ぐらいかかるのだったら 350 億円ぐらいは積まなければいけない話なのだろうと思います。それはかなり厳しい話ではあるけれども、30 年たったらどうするかということも踏まえれば、やはり用意しなければいけない。それで今積み立てしてはいますが、県の公共の建物自体が改修とか建てかえの時期に来ていて、かなり切ない。私は総額的なものは、財政指標の中で明示していかなければならないと思っているのですが、この考えはありますか。

○佐藤財政課総括課長 改修でも建てかえでもなのですが、建てかえの場合は多額の財源が必要となりますので、大規模事業の中期財政見通しにおいても、決まった段階で入れ込むというのが方針ですけれども、いずれ実施方針や規模、事業費等については今後具体の検討を進めていく中で、財源確保策や財源の見せ方についても十分検討していかなければいけないと思っております。

○岩淵誠委員 わかりました。その議論はまたしたいと思いますが、当面改修が必要だと言われている中で、私が一番心配しているのは危機管理です。発災したときに防災オペレーションをどうするかという話で、秋田県は防災庁舎なので、本庁舎に立派なものがある

て羨ましいと思ったのですが、実際はそうはいかないだろうと思います。岩手県庁の場合は、4階の特別会議室がオペレーションルームになっておりますけれども、想定では局所的に被害があるケースもあるわけです。発災時はワンルームでオペレーションするのが基本なのですが、これが潰れた場合はどうするのかという話で、その場合は大概盛岡地区合同庁舎が対応していると思いますけれども、その耐震の状況はどうなっているのか。箱があればいいというものではなくて、機材がいっぱいあるわけで、これについてはどのような状況かお示してください。

○**戸田防災課総括課長** 岩渕誠委員御指摘のとおり、災害対策本部につきましては本庁舎の4階に設置しているところであり、地震で一時的にそこが使えなくなった場合の対応でございますけれども、岩手県災害時業務継続計画におきまして、災害対策本部と支援室の代替施設は、第1順位は盛岡地区合同庁舎になっております。災害対策本部に関しましては、被害状況の情報収集ですとか、災害応急対策のための連絡調整を行うことが第一に重要なことでございますので、そのための衛星携帯電話や市町村と防災関係機関と災害情報を共有するための災害情報システムにアクセスできるパソコンなどの機材が不可欠となっております。盛岡地区合同庁舎につきましては、重要電源が確保されており、衛星携帯電話も配備されておりますので、県庁4階で本部機能を維持できない場合につきましては、職員が一人1台パソコンを持ち出しまして盛岡地区合同庁舎に移動することで、本部機能については可能と考えております。

○**和田参事兼管財課総括課長** 盛岡地区合同庁舎の耐震性のお話もございましたが、盛岡地区合同庁舎は既に耐震改修を終えておりまして、現在の耐震性能値は0.75で、0.6以上の基準を上回ればいいということになっておりますので、震度6強から7程度に対する地震の振動、衝撃に対して、倒壊または崩壊する危険性は低いということになっております。

○**岩渕誠委員** オペレーションルームの機材には、県警察のヘリコプターテレビ中継システムや県の防災ヘリコプターなどからリアルタイムで入ってくるモニターがあって、それを見たりとか、マスコミの各本社にホットラインがあって、そこでしゃべられる機能があるのです。オペレーションルームにはそういった機能があって、非常に集中しているだけに、一度何かあった場合、本当にバックアップできるのか、今答弁であったけれども、ちょっと心配しています。

それから、もう一つ心配なのは、東日本大震災津波のときは12階に講堂がありました。講堂があったので、そこに自衛隊や関係者が待機して、すぐにでも対応できるスペースがあったのですが、今は全部埋まっています。そうすると、同じ庁舎の中で防災関係者が集まれる場所があるかどうかというのは、機動性とか情報の伝達に大いに影響するわけです。特に初動の段階でそれができないということになると、かなり深刻な事態を招くのではないかと考えているのですが、いかがですか。

○**戸田防災課総括課長** 自衛隊と防災関係機関との連携について、災害対策本部に一部リエゾンという形で、自衛隊や県警察といった方々に詰めていただく場所を確保しております。

す。震災当時は岩渕誠委員御指摘のとおり、それ以外の自衛隊の方々も12階に詰めて、何かあったときにはそこから対応ということがございましたけれども、今12階は当部が入っており、職員の執務室になっておりますので、そういった事態になりましたときには盛岡地区合同庁舎を使いまして、自衛隊の方々等に詰めていただく形にしております。

○**岩渕誠委員** オペレーション上は大変問題だと思います。大きな災害のときには、やはり同じところにはないと、電話などつながらないのです。そうなると、隣にあるから大丈夫という話にはならないのです。だから、今建物の躯体の問題もあるけれども、防災上はスペースの問題もあって、むしろそっちのほうが考えなければいけないのではないかと考えています。

それから、もう一つは、民間のいろんな人たちがいます。例えばペットをどうしてくれるとか、障がいを持っている方にガスボンベを提供しているとか、そういう民間の人たちとの連携をやっていかねばいけないのですけれども、このコロナ禍で県職員も含めた会議や打ち合わせなどフェース・ツー・フェースで日常的に交流する機会が途絶しているのではないかと心配しています。発災直後は混乱しますから、やはり最後はフェース・ツー・フェースで、この人はここにいて何をやっているかが見えないといけません、私はそれが今途絶しているのではないかと考えています。このことについて、今の実態と今後どうしていくか、お聞かせください。

○**戸田防災課総括課長** コロナ禍後の防災関係機関との連携についての御質問かと思えますけれども、県では災害発生時における市町村ですとか県警察、自衛隊、消防、気象台等の防災機関と連携を図るために、民間の関係施設なども含めて毎年大々的に行っている総合防災訓練や防災機関と連携した県や市町村職員向けの研修、それから県と防災機関との意見交換会などを行ってきたところでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、総合防災訓練につきましては、訓練規模の縮小ですとか、研修や意見交換会の一部中止が続いたところではございますけれども、大々的に各関係機関が集まって行う総合防災訓練につきましては、昨年度から通常の規模で開催をしているほか、研修や意見交換会につきましても対面での開催に加えてウェブ会議も活用しながら、コロナ禍前と同様に開催しております。今後におきましても引き続き平時から連携を図り、災害発生時における災害応急対策が円滑に行えるようにしていきたいと考えております。

○**岩渕誠委員** わかりましたが、従来の防災関係機関や民間関係機関が、本当に今の範囲でいいかどうか、もう一度洗い直しをしないとだめだと思います。当時の状況とすれば、獣医師会とかは入っていないわけです。それから、日常的に酸素が必要だとか、そういう患者の団体が入っているかという、入っていない。だから、そういう経験を踏まえて入れなくてはいけないし、つながなくてはいけないので、もう一度その洗い直しとチェックをお願いして終わりたいと思います。

○**千葉秀幸委員長** この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉秀幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○ハクセル美穂子委員 県庁舎の建てかえについて、今回御報告して下さった内容は、基本的に今の人員数とか規模感をそのまま継承して建てるか改修するという中身だったと思います。30年だったら今のままだでもいいかもしれないのですけれども、今人口も減少していたりとか、新しいものをつくるとなると、100年後の岩手県の現状はどのようなのだという事もきちんと考えながらやらないといけないと思います。起債を使ってやるからいいといっても、後世の子供たちは私たちの年代よりもかなり少なくなっていたりするわけで、自分たちにとっては大丈夫な負担でも、人数が少なくなったその先では、負担が増になる可能性もあるということもきちんと考慮しながら、建てかえについては考えていかなければいけないのではないかと考えています。また、規模感についても、30年後に県としての組織があることを願っていたいけれども、道州制の話とか、さまざまな議論がある中で、本当にこのままの状態でもいいのか。

それから、県職員の人数に関してもDXとかAIが進んでいくので、本当に今のままなのか、それとも違うのかということもよく考えてつくっていかなくてはいけないと思っています。例えば規模を少し縮小したり、きたぎんボールパークのように盛岡市役所と合同でつくるみたいな、そういうさまざまな案も考えた上で議論して、進めていくべきではないかと思うのですが、その点について確認したいと思います。

○和田参事兼管財課総括課長 ハクセル美穂子委員御指摘のとおり、私どもも将来的に中長期的な視点を見据えて判断していく必要があるだろうと考えております。これまで県庁舎のあり方検討に当たっては、耐震診断が出るまでの間、職員体制の見通しや庁内のDX、働き方改革の動向、あるいは中期財政見通しといったものを踏まえて適正な規模や機能、財源確保策を多角的に検討し、論点を詰めていかなければならないということで、部内の担当課長会議においてさまざまな議論をしてまいりました。その中で、やはりハクセル美穂子委員御指摘のように、面積もDXを進めることである程度狭隘した、要はダウンサイジングした中で執務環境の改善が図られるのではないかと、先ほど岩淵誠委員からも話がありましたとおり、30年後の将来的な経費負担や財源はどうするのかということもさまざま詰めながら、ここまでやってきたところでございます。

今後においても、今このような比較検討案を出したところではございますけれども、中長期的な県庁舎のあるべき姿というものを少し整理しながら、有識者の意見、あと議会棟のあり方にもかかわってまいりますので、議会の皆様の御意見も頂戴しながら、さらに内容を詰めていきたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 ぜひそのようにやっていただきたいと思います。防災の観点でも、スターリンク衛星にお金をかけて、みんなといろいろコミュニケーションが取れるような

時代になっていったりするのではないかと思うのです。そうすると、その経費もかかってくる、防災のあり方もかなり変わってくると思うので、100年先までは見通せないけれども、長いスパンできちんとした考えのもとやっただけであればと思います。

税務に関しても、マイナンバー制度になったので、エストニアみたいに確定申告をしなくても税金を取れるような時代になったら、税務の人員もあまり要らなくなる可能性もあります。ぜひしっかりと話し合いながら、あまり後世の負担にならないような形で、ベストを見つけていただきたいと思いますので、そのことを提言して終わりたいと思います。

次に、この際の質問なのですが、決算も見ていながら、歳入確保策について議論を深めていく時期に来ているのではないかということで質問させていただきたいと思います。

超過課税とか、ふるさと納税のメニューからいただいたもので基金にしているものについて、活用の方向性などは、担当課の考えを財政課でもらっている状態ではありますが、県民の皆さんに一定程度負担を強いた上で徴収しているものですから、今の喫緊の課題に本当に即しているものなのかということもきちんと県庁内でも議論しながら、柔軟に活用できるプラットフォームみたいなものがあるべきではないかと感じているのですが、その点についてはどのようなお考えかお聞かせください。

○佐藤財政課総括課長 まず、現状について説明いたします。昨年度の持続可能で希望ある岩手を実現する行財政研究会で、ハクセル美穂子委員から御指摘のあった歳入確保策について提言いただいているところであり、個別の課題については熟度に応じて関係部局が連携しております。例えばふるさと納税や、使用料の見直しも視野に入れた施設の魅力化などについては、部局を超えて連携し検討しているところです。

全体の進捗管理については、総務部が主体となる項目が多いので、総務部内で理事をトップとする定例会議を開催しております。全庁についても、適宜副部局長が出席する政策会議幹事会といったもので共有し、連携することとしております。今後も全庁を挙げて歳入確保に取り組んでいきたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 きちんとそういう場があるということをございましたけれども、ヒアリングとかして、あとふるさと納税のいわての学び希望基金の寄附金のお話を聞いていると、いわての学び希望基金は震災時に生まれていたお子さんに対してのものであって、震災時以降に生まれた方は対象にならないというのがあったりするわけです。文章だけ見ると、沿岸地域のみんなに行っていると私も勝手に思ったのですが、実は対象者は12歳より上のお子さん方ということです。けれども、沿岸地域の方とかとお話ししていると、やはり距離があるがために盛岡市とか国道4号線沿いのところよりも、手間暇かけないと社会的な体験の機会が持てないと感じていたので、中心部から離れた中山間地域とか沿岸地域の子供たちがきちんと平等に機会を与えられ、社会性を伸ばしていくための機会を得るためのものに使ったほうがいいのではないかと思います。

今までの分については、寄附してくださった方の思いがあるので、それはそのとおり震災で被災されたお子さんでいいのだけれども、ふるさと納税のメニューに関しては、震災時に生まれていないお子さんも対象となるよう範囲を拡大したりということも考えていかなければいけないのではないかと思います。そのことをきちんと担当課と財政を担う総務部、これからの計画を担う政策の皆さんでしっかり議論して、なるべく柔軟に対応できるような形にするべきではないかと思つての質問でございました。各部局と総務部内でそういう形で柔軟にできるのかどうかは私はわからないのですけれども、そういう議論は内部ではあるのか、お聞きしたいと思います。

○佐藤財政課総括課長 個別の課題については、ハクセル美穂子委員御指摘のとおり、総務部内の中だけでは解決しませんので、まずは、先ほどお話ししました熟度に応じて関係課で連携して話し合っていくことが必要でありまして、ふるさと納税やいわての学び希望基金についても関係課と連携して考えていきたいと思つます。

○ハクセル美穂子委員 ふるさと納税のメニューもいろんなものがあるので、しっかりと活用しつつ、どういうに使っていくかという議論と、あと1回決めてしまうと、それを変えるには本当に力と勇気といろんなものが必要だと実際やっていると、言い出した人が大変な思いをするのではなく、全庁的に考えているということを外面的にも出せるようなものがあってもいいのではないかと思つています。そうすると、県民の皆さんもこういう議論で、ここに使うことになったのだということをおかつた上で寄附もしやすいと思つますので、ぜひ新しいやり方も検討して、実行していただければと思つます。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 なければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願ひます。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。今年度の当委員会の調査についてであります。去る9月21日開催の正副常任委員長会議での申し合わせを受け、お手元に配付しております令和5年度総務委員会調査計画（案）のとおり調査を実施することとし、調査の詳細につきましては当職に御一任願ひたいと思つますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、お手元に常任委員会調査実施要領を配付しておりますので、御確認願ひます。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。